平成２６年第８回大仙市教育委員会定例会会議録

平成２６年第８回大仙市教育委員会定例会を平成２６年８月２０日（水）午後２時から大曲図書館において開催した。

出席委員

物　部　長　仁
鈴　木　直　樹
富　樫　佳　典
伊　藤　　良
竹　原　まゆみ
三　浦　憲　一

説明員

教育指導部長	小笠原　　晃
生涯学習部長	滝　沢　清　寿
教育総務課長	佐　藤　彰　洋
教育研究所長	須　田　百合子
生涯学習課長	山　谷　喜　元
文化財保護課長	細　川　良　隆
スポーツ振興課長	伊　藤　優　俊
学校給食総合センター所長	杉　山　光　行
総合図書館長	高　見　正　信
総合市民会館長	大　河　洋　子
花館公民館長	千　葉　信　夫
神岡中央公民館長	石　山　雄　康
西仙北中央公民館長	嵯　峨　耕　咲
中仙公民館主幹	澤　田　　優
協和公民館長	佐々木　　稔
南外公民館長	佐　藤　政　利
仙北公民館長	小　松　　徹
太田公民館主席主査	草　薙　晶　子

書記

教育総務課参事	藤　井　吉　美
教育総務課主幹	田　口　広　龍

付議案件

(1)　議案第40号　大仙市就学指導委員会委員の委嘱について

(2)　議案第41号　大仙市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について

(3)　議案第42号　大仙市就学指導委員会委員の委嘱について

(4)　議案第43号　就学指導専門検査員の委嘱について

物部委員長
（開会の挨拶）
（書記の指名）
（前回会議録を承認することについて、会議に諮り、承認された。）
早速、教育長報告に入らせていただきます。三浦教育長、お願いいたします。

三浦教育長
（資料により教育長報告を行った。）

物部委員長
ありがとうございました。続きまして、各課・所・館から事務事業・行事報告をしていただきます。はじめに、教育総務課長、お願いします。

各課・所・館長
（資料により教育委員会各課・所・館から事務事業・行事報告を行った。）

物部委員長
ありがとうございました。以上、教育長報告をしていただきました。
ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御質問等ございましたら、お願いいたします。

伊藤委員
スポーツ合宿についてです。９大学４高校が行っているようですが、合宿にかかる経費というのは各チームとも高額になると思いますが、これに対する市からの補助というのはどうなっているものでしょうか。

物部委員長
スポーツ振興課長、お願いいたします。

スポーツ振興課長
直接的な補助金は、交付しておりません。施設の使用料につきましては、半額を合宿推進委員会が負担しております。ほかに、レンタカーなどを合宿推進委員会が借りて各チームに１台ずつ貸与しております。かゆいところに手が届くサービスを心掛けておりまして、補助金の交付以上のサービスを行っております。

伊藤委員
もう一つお願いします。こちらで合宿を行うチームは、何らかのつながりがあって来るものでしょうか。

スポーツ振興課長

直接的な関係があるのは、早稲田大学です。応援部の部長さんが体育協会の会長さんと大学の卓球部の後輩というつながりです。横浜商科大学についても、神岡町時代に遡りますが、青森大学野球部の監督をされている方との監督さん同士のつながりで、当初は来ていただきました。後は、直接、宿泊施設と交渉したり、旅行会社を通じてという形になります。

物部委員長
延べにすると、何泊数になるんでしょうね。

スポーツ振興課長
大体ですけれども、高校ですと３泊、大学ですと６泊から７泊、早稲田の応援部になりますと９泊になります。まちまちですが、大体平均すると１週間前後という形になります。

物部委員長
５，０００泊ぐらいということになるんでしょうか。すごいですね。

生涯学習部長
秋田県内では、首都圏からの合宿誘致を積極的に行っております。県内の他市町村では補助金を交付しているところもありますが、本市は補助金ではなく別の視点からサービスを行っております。本市の誘致は、県内でも最も多くなっております。

鈴木委員
関連してお伺いします。こうしたチームは、地域との交流といったようなものを行っているものでしょうか。地域でも交流したことによって、そのチームを応援するきっかけとなったというようなことがあるものでしょうか。

スポーツ振興課長
地域によって様々です。一番顕著なところは太田地域でして、東京学芸大学附属高校の生徒が中学生を対象として勉強を教えるとか、小中学生を対象とした野球教室などを行っております。また、地元の高校生がこれらの大学に進学している例もありますし、今後も工夫しながら交流を拡大していければと考えております。

物部委員長
やはり、考えてみますと、地域との交流、経済効果、大仙市のＰＲなど大変効果のある事業だと思います。大いにもっと来ていただくよう頑張っていただきたいと思います。
スポーツ合宿につきましてはこれでよろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

鈴木委員
安全対策についてです。熊の出没がかなり多くて心配されます。食糧不足からくる出没

が多いと言われていますが、こうした情報を学校や保護者に徹底された方が良いのではないでしょうか。

三浦教育長
　全国的にも秋田県においても多くなっております。昔、荒川小学校にも熊が出没したということで電熱線を張ったという記憶があります。今年は、仙北地区でいち早く情報を入手してハンターから駆除していただき、即時対応していただきました。熊に関しては、農林サイドの管轄ではありますが、関係機関と連携を取っていかなければと思います。

物部委員長
　今年は熊による被害がないよう十分な対策をお願いしたいと思います。ほかにございませんでしょうか。

富樫委員
　今年の学校訪問で豊岡小学校に行きましたら、防犯ブザーではなく熊よけの鈴をランドセルに付けて歩いていると、この鈴が結構高くて大変だということもありますので、こうしたことも含めながら、安全対策をしていただきたいと思います。それから、先日、市の広報に避難所、避難場所の紹介があって学校も指定されています。各自治会も市と協定を結んで災害に備えておりますけれども、学校もこの中に入っていただいて、いざというときにスムーズに対応できるよう備えていただきたいと思います。

物部委員長
　学校管理とその対応ですが、大変難しいと思いますけれども、どうか対応していただければと思います。ほかにございませんでしょうか。それでは、教育長報告につきましては、以上とさせていただきます。
　次に、付議案件に入ります。議案第４０号大仙市就学指導委員会委員の委嘱について、教育指導部長、お願いいたします。

教育指導部長
　資料の１３ページから御覧願います。
　議案第４０号大仙市就学指導委員会委員の委嘱について、御説明申し上げます。
　本案は、昨年９月１日付けで委嘱いたしました委員のうち、平成２６年４月の定期人事異動などにより委員に欠員が生じたため、新たに委員を補充する必要があることから、別紙名簿の方々を委員に委嘱しようとするものであります。
　任期は、大仙市就学指導委員会規則第４条ただし書の規定により、本年８月２６日から８月３１日までの残任期間としたいものです。
　以上、御説明申し上げましたが、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

物部委員長
　ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたら、お願いします。

各委員（なし）

物部委員長
　よろしいでしょうか。議案第４０号大仙市就学指導委員会委員の委嘱については、ただいまの説明のとおり委嘱することといたします。
　次に、議案第４１号大仙市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について、教育指導部長、お願いいたします。

教育指導部長
　資料の１５ページから御覧願います。
　議案第４１号大仙市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。
　これまで、当該年度における就学指導委員会の会議は、９月を最初に年２回開催しておりましたが、近年、審議対象となる幼児、児童生徒の事案が増加しているため、年２回の会議回数では十分な審議ができない状況になりつつあることから、本年度から会議を１回増やし、年３回として最初の会議を８月中に開催したいと考えております。
　現在、委員の任期は、毎年９月１日から翌年８月３１日までとなっており、このままでは先ほど御承認いただきましたように、毎年、委員を補充した形で、会議を開く必要があります。資料ナンバー４新旧対照表の３ページの朱書部分を御覧願います。
　本案は、こうした事態を解消し、８月の最初の会議を新しい委員構成で開きたいことから、その任期をこれに合わせるため、平成２６年９月１日から平成２７年７月３１日までに委嘱する委員に限り、その任期を第４条本文に規定する１年ではなく、満了日を平成２７年７月３１日とする任期の特例を附則第２項として設けるものです。
　これにより、以後、委員の任期が毎年８月から翌年７月までとなり、会議の開催時期と委員の委嘱時期の一致が図られ､円滑に会議を進めることができるものと考えております。
　施行日は、即日公布し、本日からとしたいものです。
　以上、御説明申し上げましたが、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

物部委員長
　ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたら、お願いします。

各委員（なし）

物部委員長
　よろしいでしょうか。議案第４１号大仙市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定については、ただいまの説明のとおり制定することといたします。
　次に、議案第４２号と議案第４３号は関連がありますので、一括して御審議をお願いしたいと思います。議案第４２号大仙市就学指導委員会委員の委嘱について、議案第４３号就学指導専門検査員の委嘱について、教育指導部長、お願いいたします。

教育指導部長
　資料の１７ページから御覧願います。
　議案第４２号大仙市就学指導委員会委員の委嘱について、御説明申し上げます。
　本案は、就学指導委員会委員の任期が本年８月３１日をもって満了することから、大仙市就学指導委員会規則第３条の規定により、別紙名簿のとおり委嘱しようとするものであります。
　任期は、先ほどの規則の改正による特例で平成２６年９月１日から平成２７年７月３１日までとなります。
　次に、資料の１９ページから御覧願います。
　議案第４３号就学指導専門検査員の委嘱について、御説明申し上げます。
　就学指導専門検査員とは、就学指導委員会の下に置かれ、就学指導委員会が適切な就学指導を行えるよう、幼児、児童生徒の障害の種類、程度等に応じてその関連する専門事項について検査又は調査し、必要な資料を作成することを職務とするものであります。
　本案は、平成２６年度の就学指導を行うに当たり、専門検査員を委嘱する必要があることから、大仙市就学指導委員会規則第８条第２項の規定により、別紙名簿のとおり委嘱しようとするものであります。
　任期は、当該専門事項に関する検査又は調査の期間となります。
　以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

物部委員長
　ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたら、お願いします。

各委員（なし）

物部委員長
　よろしいでしょうか。それでは、議案第４２号大仙市就学指導委員会委員の委嘱について及び議案第４３号就学指導専門検査員の委嘱については、ただいまの説明のとおり委嘱することといたします。
　以上で、付議案件の審議は終了いたしました。その他に入ります。学校給食総合センター所長から学校給食停止基準について、お願いいたします。

学校給食総合センター所長
　資料ナンバー２を御覧ください。
　学校給食休業基準につきましては、昨年１０月に大曲仙北医師会の御指導の下、作成しております。今回、この基準により１シーズン行った実績を踏まえ、栄養士、給食協会、教育委員会で改善策を検討するとともに、８月６日の大曲仙北医療・教育行政懇談会において医師会の御指導をいただき、見直ししました。
　資料の２ページの赤字となっているところが、改正部分になります。まず、この基準中のタイトルを含め「休業」という文言を「停止」に改めました。次に、給食センター従事

職員からノロウイルスが検出された場合で、症状を有するときの停止期間についてですが、「３日から４日程度」から「２日程度」に改めております。これは、センター消毒や職員の検査が実際には２日でできたことによるものです。また、ただし書を加えておりますが、これは、職員が発症したとしても遡って７２時間以上勤務していない場合は、原因が給食でないと判断されることから給食を停止しないこととしたものです。次に、定期検便検査等により不顕性感染症が判明した場合の停止期間についても、同様に「３日から４日程度」を「２日程度」としております。また、金曜日に判明した場合の対応について、ただし書を加えました。これは、検査機関の検査結果が早く出るようになったことに加え、陽性の職員を出勤停止とし、陰性の職員で土日に消毒作業を十分行うことにより月曜日の学校給食の停止を避けられる見込みによるものです。

次に、給食センター従事職員の家族からノロウイルスが検出された場合については、これまで家族が陽性から陰性になるまで本人を出勤停止としておりました。これを家族が陽性であっても、１週間経過して本人が再度検査して陰性であれば、洗浄作業など非汚染区域外の作業を行うと見直しております。理由としましては、陰性になるまで最長２か月、平均３週間もかかり、小規模のセンターで職員が２人ないし３人が休むと業務に支障が出ること、また、学校給食衛生管理基準では、出勤停止までは求められていないことによるものです。

次に、その他についてですが、消毒作業を毎日十分に行っておりますので、消毒作業について定めた１行目を削除しております。その他御覧のように文言整理を行っております。以上です。

物部委員長

ただいま、所長から学校給食停止基準の見直しについて説明がございました。御質問、御意見ございますでしょうか。伊藤委員、いかがですか。

伊藤委員

これは、この間の大曲仙北医療・教育行政懇談会で話し合いしたとおりで、これでよろしいと思います。それで、仙北市と美郷町もこれをほしいということがあります。もし、可能であれば、２か月に一度医師会の総会がありますので、紹介したいと思います。医師会の事務局にも送っていただければと思います。

物部委員長

ほかに委員の皆様からございますか。

各委員（なし）

物部委員長

それでは、新しい基準で進めていただくようお願いいたします。

次に、教育総務課長、お願いします。

教育総務課長
　学校施設の天井等落下防止対策ということで、点検結果がまとまりましたので、委員の皆様に御報告させていただきます。
　資料ナンバー３を御覧ください。結果報告書には、小学校、中学校ごとに学校名、施設名及び点検項目といたしまして、吊り天井、照明器具、バスケットゴール、音響設備等となっております。その結果ですけれども、対策が必要とされる箇所については「対策要」とし、必要のない箇所については「対策不要」と記載しております。また、ハイフンは設置されていないことを示しております。概算工事費、設計費等や概算の工期を記載しております。この結果に基づきまして、今年度、工事を実施する学校は大曲小学校と西仙北小学校となります。小学校と中学校を合わせた概算工事費は、６億を超える額となります。９月の定例市議会に提案する補正予算案に、西仙北小学校の設計費と吊り天井のある小学校６校、中学校４校の実施設計費を盛り込む予定です。
　市の方針といたしましては、できるだけ早く事業執行に努めたいと考えており、児童生徒の安全を確保するためにも早期完了に向け、取り組んでまいります。以上です。

物部委員長
　大きな事業になりますね。

富樫委員
　市の負担は、どのくらいですか。

教育総務課長
　国庫補助は３分の１となります。一番有利な制度を活用した場合ですが、補助金の残りの部分に起債を充当させると最終的に１３．３パーセントの負担で済みます。

鈴木委員
　この工事を実施する順番というものは、緊急を要するものからということでしょうか。

教育総務課長
　優先順位としましては、まず、吊り天井のある学校からとしました。次に、工期を見ていただきたいのですが、工事を実施すると、その間体育館が使用できなくなるため対応策を当該学校と協議する必要があります。大曲小学校につきましては、市民体育館が隣にあることなどから協議が整ったことによるものです。また、西仙北小学校につきましては、工期が最も短い３０日であることから対応できると判断し、実施するものです。来年度は、ほかの吊り天井のある学校を工事して、余裕があれば、ほかの学校も実施していきたいと思っております。

物部委員長
　照明設備、音響設備は、ほとんどの学校が対象になっていますね。

教育総務課長
　照明設備につきましては、Ｖ字型に揺止めを付けなければならないという建築基準がありますので、これに沿った対応をしなければなりません。音響設備につきましても、横付けに壁に設置されておりますので、落ちないような補強を求められております。

物部委員長
　大きな事業で大変ですけれども、順調に進めていただきたいと思います。ほかにございませんでしょうか。

教育総務課長
　来月の定例教育委員会の日程でございます。９月２５日木曜日午後２時から大曲図書館３階視聴覚室で開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

物部委員長
　委員の皆様、御都合はよろしいでしょうか。

各委員（はい）

物部委員長
　それでは、そのようにさせていただきます。ほかにございませんでしょうか。

文化財保護課長
　皆様のお手元に名勝旧池田氏庭園国指定１０周年記念シンポジウムのチラシを配付しております。９月２１日に御覧の内容で記念講演、発表、パネルディスカッションが行われます。後日、改めて御案内を差し上げますので、御出席くださるようよろしくお願いいたします。

物部委員長
　ほかにございませんでしょうか。

（なし）

物部委員長
　夏休みも終わりに近づいてまいりましたが、児童生徒は事故なく経過中ということで、何よりだなと思っております。また、先ほど各部署からたくさんの行事報告がありました。この暑い夏にたくさんの行事、本当に皆様御苦労さまでございました。いよいよ、２３日には「大曲の花火」が行われます。晴れますように。そして、事故なく盛大に行われますようにお祈りしながら、本日の定例会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

閉会時間　午後３時２４分